

表

第 号			
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 第 6 3 条 第 2 項 の 立 入 検 査 を す る 職 員 の 身 分 証 明 書			
官 職			
氏 名			
写 真 (押出スタンプ)	年 月 日生		
	年 月 日発行		
内閣総理大臣		印	

裏

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（抄）

（報告及び検査）

第63条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第92条 第63条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 B 8 とすること。